

## お知らせページ

○ **♪うまかしゅう♪ in 東中野** ○  
日時：5月11日(土) 20:00～  
会場：「じみへん」(JR 東中野駅東口徒歩3分)  
参加費：2000円  
○ 申し込み：のうぶろうこと渡辺潤 (090-4709-1001) ○

○ **学習会** ○  
**黙ってられない！**  
**『介護ヘルパーは見た』**  
**～暮らし・人・制度と向き合って～**  
日時：5月27日(月) 13:00～  
会場：県民福祉プラザ4階研修室  
講師：藤原るかさん  
主催：青森県ホームヘルプ連絡協議会 ○

○ **ゆがわらホームヘルプ20周年記念講演会** ○  
**在宅ヘルパーの現状、**  
**24年の制度改正でどのように変わったか**  
日時：6月9日(日) 11:00～12:30  
会場  
ゆがわらニューウエルシティコンベンションホール  
(大観の間)  
講師：藤原るかさん  
○ 主催：神奈川県ホームヘルパー協議会 ○

○ **第9回** ○  
**介護分野に働く仲間の長野県交流集会**  
日時：7月13日(土) 10:00～16:00  
会場：松本勤労者福祉センター  
講演：介護のやりがいを取り戻そう  
「介護の本質とは」  
講師：篠崎良勝さん(八戸学院大学)  
○ 主催：長野県医労連 ○

○ **ヘルパーのつどい in 奈良** ○  
日時：6月9日(日) 13:30～  
会場：県立文化会館  
講師：篠崎良勝さん(八戸学院大学)  
主催：奈良ヘルパー連絡会 ○

○ **学習会** ○  
**「介護の未来を考える」**  
日時：6月29日(土) 14:00  
会場：中野勤労福祉会館  
講師：森山千賀子さん(白梅学園大学)  
参加費：無料  
主催：東京医労連  
連絡先：にしめ(3872-7192) ○

○ **北海道** ○  
**介護保険の今とこれから**  
日時  
6月30日(日) 10:00～12:00  
会場：札幌全日空ホテル  
講師：服部万里子さん(立教大学)  
主催：北海道医労連 ○



# CLA だより 第25号

13/05/07

発行：共に介護を学びあい・励まし合いネットワーク



「CLA (クラ)」はラテン語で憂い、辛さ、気遣い、共感などと云った意味で、英語のキアラーやケアの語源です。



東京都町田市ぼたん園「藤の花とこいのぼり」(撮影・北出千万城)

## 共に介護を学びあい励まし合いネットワーク

〒142-0063 東京都品川区荏原1-24-23 角田アパート1F Tel・Fax：03-3787-3117

PCアドレス：ruka@ga2.so-net.ne.jp

編集責任者：藤原るか

# 厚生労働省との懇談の報告

先に提出した要望書（2月4日）で①訪問先で「ノロ・インフルエンザ」等の感染症にかかった場合に私病扱いとなっている取扱いについて、適切なかどうか。②移動・記録作成・会議の賃金の支払い実態についての実態把握の状況についての2点絞って約1時間実施された。以下「ホームヘルパーの広場」より転載

日時：4月17日 14時～15時10分 会場：厚労省

参加者：櫻井・藤原・根橋

厚労省労働基準監督課しばた氏、もう一名名前不明2名・基準第1係長 松山氏

## <懇談までの経過>

- ・2月10日提出した要望書に対する回答を要求していた。当初、松山氏が窓口になり各部署の連絡を行うということであったが、その後「管轄がそれぞれ違うので、陳情という形で各担当部署に申し入れるように」と言葉が変わった。
- ・別紙要件については労働基準監督署が対応。松山氏が2月4日に話された内容を伝えるということであった。
- ・3月12日、1ヵ月以上たっても何の連絡もないので厚労省に問い合わせ。
- ・3月13日、質問項目を松本氏あてにメールする。
- ・3月23日、労働基準監督署担当小川氏（内5581）より連絡あり。電話で回答したい。電話では聞き間違いなどもあるので直接お話を聞きたいと返答。25日、再度連絡をとることになった。
- ・3月25日、小川氏休みで連絡取れず。
- ・3月26日、小川氏より「正規の手続きを経て陳情の形をとってほしい」と大臣官房室渉外調整係に回される。
- ・3月27日、厚生労働省大臣官房室総務課渉外調整係 塩田係長様より電話あり。日程について希望を出すようにとのこと。対応は答えられる専門家が行く。
- ・3月28日、日程を伝える。
- ・4月3日、4月17日に決定。

このようにして始まった会談であったが、蓋をあけてみると、回答は「質問事項の1は回答しなくてもよいと言われてきた」と、2から???????

それも、例えば「労働時間」とは、担当官の説明そのまま「労働者が使用者に労務を提供し使用者の指揮命令に服している時間」のこと。労務を提供し、現実の指揮命令に服してさえいれば、実際に作業をしないで待機している時間も労働時間。使用者の支配拘束下にあっても労務提供のための現実の指揮命令下になく、労務提供から解放され自由に過ごすことができる休憩時間などは労働時間とはならない。

就労のために使用者の現実の指揮命令下にあつて、自由に利用できない時間が労働時間……。介護職の移動時間等については平成16年の通達に労働時間と示されている……と法律文の説明と、実態調査は行っている。行政指導も行っている。何と時間は5分。（窓口になった私はこんな内容をメンバーに伝えてもブーイングが出るのは明らか。電話を一人で受けることをしなくてよかつた！とその場で思った）

わけがわからない(経過から考えても)戸惑いとショック状態から立ち直れるかしらと思ひながら、もう一度質問事項1から問い直す。

すると、1は労災管轄であり、自分たちは答えることができないという回答。業務上の災害については個々の事案により認定されるかどうか異なる。との説明の他、因果関係が証明されにくい。特に事故ではなく疾病の場合という補足あり。また休業保障は労基法26条の文章を3度ほど繰り返しの答弁したのが印象的。三名ともとても厚い事典を持っていたので、私たちは法律から突っ込んでくるのかと思つて対応を考えていたのではないかと。労基法26条は資料として添付。「松山氏からは文章がわかりにくい。もっと詳しくという指摘。（2月4日、感染症事例でお話したはず。内容を伝えるという言質もあったけど、伝えられていなかったのかしら？）藤原食い下がり、実際にノロウイルスやインフルエンザ等での労災適用の事例があったのか、またあった場合適応基準等について状況を開示できる所でよいので調べて連絡が欲しい旨、合意を取る。

## 【介護職の皆さんと家族介護者の皆さんのための公開講座】

# か い ご の 学 校

in 八戸学院大学

**日時**  
平成25年6月23日(日曜) 8:50~17:30  
受けたい授業を自分で選んで参加します(事前申込み必要)

**場所** 八戸学院大学  
青森県八戸市美保野13-98  
※駐車場はたっぷりあるから安心してお参りください

**授業料** 3,000円  
**給食** 500円  
※お弁当持参でもOKです

「か い ご の 学 校」は、八戸生まれの介護の勉強会。勉強会に参加する人は、みんなが生徒で、みんなが先生です。  
あなたもきっと何か得るものがあるはず。興味を持った人は、まずはパンフレットのご請求を！  
電話:0178-25-2789(八戸学院大学)  
よろしくお楽しみませう！

1日限り、大人数参加が希望です！

## 【時間割】同じ時間帯の授業の中から1つを選んで受講してください。

時間	授業一覧			
<b>1時限目</b> 8:50~10:20	①小川 あゆみ 先生 (八戸学院大学 教員) 国家資格になれば、ケアマネはそれでいいんですか？	②福崎 良樹 先生 (八戸学院大学 教員) 自己理解のエクササイズ。たまには自分を褒めてあげよう	③本橋 新一郎 先生 (八戸学院大学 教員) 人間の尊厳と向き合うために	④マリー・グロスマン 先生 (八戸学院大学 教員) ヨガ体験・ヨガ呼吸・ヨガ心-実践と理論-
<b>2時限目</b> 10:30~12:00	⑤本橋 新一郎 先生 (八戸学院大学 教員) 介護職のキャリアアップ	⑥山崎 隆平 先生 (八戸学院大学 教員) 介護職のキャリアアップ	⑦山崎 隆平 先生 (八戸学院大学 教員) 介護職のキャリアアップ	⑧山崎 隆平 先生 (八戸学院大学 教員) 介護職のキャリアアップ
12:00~12:40	お昼休み (給食の時間)			
<b>3時限目</b> 12:40~14:10	⑨船川 栄枝保 先生 (日本介護支援専門員協会) 認知症ケアのヒントとポイント	⑩若水 潤 先生 (東京海上日動パシフィック) 甘えが働く事故をなくすために	⑪松岡 幸子 先生 (茨城県で訪問介護の運営) 究極のおもてなし実践	⑫石川 育子 先生 (認知症の人と家族の会) 隠れても、消えない
<b>4時限目</b> 14:20~15:50	⑬本橋 新一郎 先生 (八戸学院大学 教員) 介護職が知って得る労働基準法-労働者災害補償法	⑭山下 貴之 先生 (東京海上日動パシフィック) 介護職第三世代が夢中	⑮山下 貴之 先生 (東京海上日動パシフィック) 介護職第三世代が夢中	⑯本橋 新一郎 先生 (八戸学院大学 教員) あつてはならない！
<b>5時限目</b> 16:00~17:30	⑰岡崎 みどり 先生 (日本赤十字看護大学名誉教授) 介護と看護の時代である今こそ ～深く、そして、より高く～			
<b>6時限目</b> 17:45~18:15	⑱ 中野 実 先生 (日本赤十字看護大学名誉教授) 介護と看護の時代である今こそ ～深く、そして、より高く～			

お問合せ先:八戸学院大学 情報メディア課 TEL. 0178-25-2789/メール:research@hachincho-u.ac.jp(担当:浜・早川・足藤)

## 『人間発達と介護労働』読書会（仮称）の報告とお誘い

参加者—前回参加者に加え初参加：根橋さん、松井さん、植目さん（欠席米沢さん）

計8名でスタートの読書会です。

### 第1章 労働特性の分析視点 について

全員で読み、みんなで知恵を絞りながらの「読書会」です。橋本先生より第1章の1「労働対象の二分化について」の簡単な説明がありました。よく理解するためにはこの本には序章的な部分が必要という指摘で、社会発展史が短く語られました。

それは長い人類史の大部分は採取経済であった事。道具の使用をはじめ自然界に働きかけ、採取経済から種をまき収穫し牧畜等を創りだし、生産をはじめた「共同体としての経済活動」をしながら生産力の急速な発展のもとで、産業革命がおこって現在に至っているが、このところのIT革命等、飛躍的に経済活動が変化している。そういう歴史の中で、階級が生まれ、支配者と（資本に使われる）支配される人が出た。

イギリスのロバート・オーエンは資本家の息子だったが、働いた分を社会に還元が出来ればと空想的社会主義という考え方なども生まれた。その後、マルクス、エンゲルスによって「空想から科学へ」をはじめとする（社会科学的）考え方が確立されていった。

人間自身の生産（①体を作る②子どもを産む）、物質の生産というエンゲルスの2つの生産を基に、石田先生のいう労働対象の二重性を説明してくれました。『労働・経済発展の歴史』先生は「社会発展的に捉えないと介護労働は分からない。」との事から説明され、サービス労働はどうして出て来たのかという事、介護労働は資本主義の影響をととも受けている事。日本とヨーロッパの家族形態の違い、しかし都市化や核身は最近では日本でも欧米と変わらなくなってきている。という興味深い話が出ました。

その後それぞれの感想等が出されました。中でもこの本のテーマになっている「発達」という概念については、いろいろな意見交換がされ、今後も「高齢者は何をもって発達とするのか？」について継続的に考えてゆくという事になりました。疑似的対人サービス労働の説明は庭師であったり、野菜（調理師）であったりしてわかりにくいという感想と介護労働は形が見えないとか、すぐに結果が出ない等といったいい方わかり易いのでは？という事が共通して出されました。

今後は月1回、1章づつ全員で読んで、進行させてみようという事になりました。

また、取り組み、関心のある本の紹介等、時間も取りながら、幅広く学ぶ場になりそうです。次回は『ケアの社会学』上野千鶴子著や『現代の精神的労働』芝田遊午著等も紹介する予定です。取り組み案内は④4月28日の地域ケアこむのシンポと6月の「八戸かいこの学校」2件のお誘いがありました。

\* 次回は5月14日（火）10:00~12:00 第2章の感想・質問

参加費は今回、検附出来なかったため、次回名称と一緒に検附します！（文責：藤原）

根橋さんから、公的介護保険法の下で働いている訪問介護員について、介護保険法の「介護サービス情報公表」の調査項目にも、感染症についての対応について明記されていること。再度藤原さんから今冬起こった事例が報告されたが、担当者が答えられないことには変わりなし。膠着状態を解くように担当者から「回答できるかどうかはわからないが、労災担当者にこのことを伝えることはできる」という言葉が出る。譲歩して、その件を依頼し、後日の連絡を待つこととなりました。

2について、厚労省は通達を出している。あとは自治体管轄となる。実態把握は行っている。行政指導も行っているということについて、藤原氏より質問。

質問：その報告は見る事ができるのか。報告結果はどこに載っているのか。

回答：労働年報 平成23年度まで出来ている。ただし、社会福祉施設等ということで、訪問介護員等詳細に分けられていない。平成23年度は全国325か所の労働基準監督署より、任意（定期報告、抜き打ちに調査）

## 勝手な独り言

### 終わってからの感想・桜井

私は、つい最近まで職業能力開発センターで介護職をめざす人たちに、法を信じる立場で次のようなことを話していた。「法は、法を知っている人しか守ってくれない。だから、労働基準法は必ず知っておくように」

でも、今回それが正しかったのかと疑問に思いました。労働基準局にしても壁は高い。現場の個々の問題をどう解決していくか？私もその手法には未熟。わからないこ

注）労働基準法第26条（休業手当）

使用者の責に帰すべき事由による休業の場合においては、使用者は、休業期間中当該労働者に、その平均賃金の100分の60以上の手当を支払わなければならない。

7005件、申告（現場からの告発で調査）950件の実地調査を行い、是正勧告を行った場合は改善報告書の受理をした。

質問：調査のデータに職（業種？）種別の項目を加えてほしい。

回答：膨大な職種になるので費用等もありすぐに実施はできない。

質問（要望？）：今年度新たにパンフレットができた（2万部）というが、これから介護職になる人、また現に働いている人にそのパンフレットが届くようにしてほしい。（現在150万人の介護職がいる 厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」、「医療・介護に係る長期推計」より）

回答：費用等もあり確約はできない。

およそ1時間の中でメモできたことはこれだけ。北海道の佐賀さんのメールも示し、訪問介護員の移動中の事故に関する問題も出されたが、担当者はどうもよくわからないという印象。「保険会社でしよう……?!」

とばかり。労働者を門前払いするようにわかりにくい法律条文をたてに話す担当者に、どのようにしたら伝えることができるか？成長産業という美名の下で、ブラック企業からブラック産業に転職する人々を思うと暗澹たる気持ちにもなる。でも、要介護者の暮らしを考える会。細々と堂々と、これからは「霞が関に遊びに行こう」の気持ちで声を伝えていきたい！

## 新緑ハイキングのお誘い

### 高水山に登ります。

日時：2013年5月13日（月）

集合場所：JR 青梅線「軍畑」

集合時間：10:00

連絡先：根橋 (090-5766-6556)



# 黙っていられない! × 介護

## 「生活援助」の中での 調理・買い物編

### 効率・財源優先の施策を見る

ヘルパーの生活援助の中で調理の占める割合は要支援1で34.5%（平成19年度厚生労働省資料）実はこの資料は使いたくない！資料①を見て頂きたい。N=5！国の調査の数が5なんて信じられますか！？厚生労働省はケアマネージャーを通じて奨めているのはコンビニや大手食品会社の「配食サービス」なのです。厚生労働省はケアマネージャーに対し資料②を示し（「要介護者等に対する生活援助のサービスのあり方」より転載）「ホテルでの食事並みの料金となっているのに、ホームヘルパーに食事作りというプランを組むのか」と財源優先を重視し続けています。その上ヘルパーの実践をやりすぎ等と評価してはばかりません。そういった背景の中、生活を支えているヘルパーの実践と要介護者の生活実態を寄せられた事例から紹介します。

#### ○ やっと野菜が安くなった！

一把300円近くまで上がっていた、ほうれん草がついに100円を切り出した。今日の訪問は要支援2、認知症とうつ病。膝関節症。脊椎間狭窄症がある85歳。お一人暮らしのAさん（女性）宅への買い物、調理のプラン。Aさんの買い物に使えるお金は2日で500円。「配食サービス」を取る余裕がない。何とすぐに一緒に買い物メモを作る。「ホーレン草、人参、木綿豆腐、納豆」とのリクエスト。「胡麻和えに白和えですね」と話しかけると「ずっと待っていたから、今日は贅沢しようと思って！」といつもはうつむきぎみな姿勢もアゴが上がり、腰が伸びている。心と体は相関関係にある。「あなたが買い物に行っている間に胡麻でも炒っておくから」といいながら台所に立とうとされる。「ゆっくり、何かにつかまりながら流しまで行って下さいね」と声を掛けた。以前は見守りながらの移動で一緒に料理が出来たが、昨年から短時間プラン（45分）になって見守りの時間がなくなった。すぐに片道6分のスーパーに自転車を走らせる。掃除やゴミ出しはプランにはないが当たり前付随している。シンクやテーブルの足元だけはサッとふき取ったりする程度で取り立てて「掃除」などとプランには入れていない。Aさんは「掃除ぐらいは出来る」と電話口でいうのを何度も聞いた。しかし、15分も援助時間が短くなった事で、「サッとでも」手が入られない。Aさんは長年の過酷な労働の為、背中が湾曲し両膝の関節痛で、かがむ動作と立ち仕事に難儀だ。さらに料理の手順などに混乱もあり、探し物が増えている。そんな暮らしの中で日々積み重なった汚れ。「時間が短くなりました」というケアマネージャーの説明に「しぶしぶ同意した」と話されていた。ヘルパーには本音を隠さない。国は因果関係を立証できないものは認めない等とばかり踏ん返り返っているだけではなく、経済的に困窮しているAさんに対しても「配食サービス」を奨める。Aさんは「死ねといわれている様だ」と度々口にする。うつ傾向も強まってきている。

#### ○ 冷蔵庫にぎっしりの配食弁当

遠くに離れたキーパーソンの息子さんが認知症を認めない事から週に2度しか援助に入れないBさん（女性）要支援1、一人暮らしの92歳。配食サービスの食材は冷蔵庫一杯の状態になっている。一度はお皿に移すのだが、冷蔵庫の戸を開けてしまったら忘れてしまう。どうかすると配食のケースごと冷蔵庫に入っている事もある。おおよそ食べる所まで行きついていない様子が見取れる。

Bさんには本人が納得する掃除と布団干しというプランで入り、安否確認と連日の配食（大手事業所1食600円）の様子を確認しに行きタイミングを見計らって食事も提供している。体重は半年で3Kg減り、とうとう30キロ台になってしまった。地域のケア会議にも掛けられているが、キーパーソンの合意が取れないので回数増のプランにはならない介護度が見直されてもこれ以上の負担は出来ないとの息子さん

からの返事。食材には日付が付いていないので、衛生的に食べて頂けるのかに疑問が有るものは避けて、食べられそうな物からお出しするが、いつも食中毒にならないかとヒヤヒヤで、夏場はさらに不安が増す。週1回ケアマネさんも見守りに立ち寄りしている状況がつついているが、「配食だより」の綱渡りのような不安定な生活が続いている。

#### ○ 一緒に作るのが楽しかった……

訪問しているヘルパーさんは60代のパート勤務で、10年のヘルパー経験があります。Cさんは要支援2、現在は一人暮らし88才です。高血圧症とリュウマチの炎症と痛みがあります。92才のご主人を半年前まで介護を続けていました。ヘルパーは以前から、ご主人の為に週3回食事作り等で訪問しており、訪問をはじめて既に3年経っています。

以下はヘルパーさんに直接、聞き取りした内容です。「はじめの頃は料理づくりは嫌でしたね。何か聞くと、そんな事も知らないのか！」とCさんになじられるからです。「一朝一夕にその方の味付けに近づける訳ではないと分かっていますが、野菜の皮を剥きながら、ご主人が入院していても見舞いに行けない事が辛いところばされた時があって、辛い気持ちをヘルパーにぶつけられていると思いました。」「それでも最近はこれどうやって煮ているの？」と聞いてこられる時もあり一緒に台所に立って「あなたでもそんな事考えるの〜」等とご自分から気持ちを許してくれるようになって居ます」「気持ちを許してくれていると思う事は焦がしてしまった鍋の話の失敗談も出るからです」また「リュウマチの痛みやご主人の入院先に行けないといったイライラした感じから、笑顔になる事が多くなり、少しづつですが関係を作ってきたなと実感します。」との食事づくりが利用者との関係づくりになったとお話でした。しかし、短時間プランに見直された事で、配食やスーパーでの惣菜購入となり、一緒に台所に立つ事がなくなった現在Cさんは、イライラした口調に戻ってきており「配食」で届いた料理の味付けや「夫の入院費も高く、もう貯金が底をついて来た」と不安を口にされているそうです。

昨年の介護保険改訂以降、国の統計では「配食」に変更したことでの影響調査はされていません。3つの事例から、生活をサポートする事は「生活援助」この場合、買い物や調理というアプローチ「メニューを考え」「（本人の経済状況を考え）買い物をして」「料理の手順を考え」「味付けをする」等々の主体的判断（自立（律）や本人らしさという尊厳を守り）実践している事が伺えると思います。ヘルパーがサポートしている要介護者の生活実態は「経済的」側面からのバックアップが必要な方、認知症状を抱えた方で「情報を共有する事」が必要な方等多様です。一律に財源問題から効率（短時間化）を持ち込む事で、自立した生活を崩してゆき、介護状態の悪化につながってゆく事に警鐘をならし続ける必要があります。

（編集部）

資料①

要支援1 (n=5)

サービス	利用者の割合	要支援1の割合	要支援2の割合	要支援3の割合	要支援4の割合	要支援5の割合
訪問介護	94.7%	94.7%	94.7%	94.7%	94.7%	94.7%
訪問看護	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
訪問介護（調理・洗濯）	34.5%	34.5%	34.5%	34.5%	34.5%	34.5%
訪問介護（掃除・洗濯）	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
訪問介護（買い物）	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
訪問介護（その他）	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
訪問介護（合計）	94.7%	94.7%	94.7%	94.7%	94.7%	94.7%

資料②

### 生活援助と介護保険外サービスの費用面での比較

例えば、品川区では、訪問介護の生活援助（調理）の費用は、保険外の配食サービスに要する費用に比べて、高くなっている。

○品川区における配食サービスに要する費用額

在宅生活を支え、できるだけ自宅での生活が続けられるよう、学校給食等の配食サービスを実施している。（場合・夕食ともに2回）

サービス内容	費用 (1食あたり)	うち利用者負担	うち行政負担
学校給食	350円+α	350円	α (0)
ボランティア給食	850円	350円	500円
在宅サービスセンター給食	900円	600円	300円

※学校給食の費用（行政負担）については、給食事業者への委託費が児童福祉費のものと含まれているため、算出は困難。

<夕食>

サービス内容	費用 (1食あたり)	うち利用者負担	うち行政負担
地域商店の配達	900円	450円	450円

※費用には材料費、配達費等を含む

○訪問介護サービスに要する費用額（品川区の場合）

介護保険の訪問介護の生活援助において、調理サービスを提供している。

（要支援者の場合）

3,409円（1回当たり）

※週1回程度の介護予防訪問介護が必要とされた者に対して、月に4回介護予防訪問介護を行い、調理サービスを提供した場合（13,636円/月（1,239単位））

※材料費は別途必要。